



議会の役割

町議会は、条例や予算・決算、契約など、町の重要な事項について、議決の形で意思決定を行うことを主な役割としています。

このほか、執行機関の行財政の運営や事業の実施または事務処理が適法・適正になされているか、監視の役割を果たすことも大切な役目となっています。

議会運営の流れ

年4回(おおむね3月、6月、9月、12月)に開かれる定例会と、必要に応じて開かれる臨時会があります。

町議会で行われる会議には、本会議と委員会があります。

▶本会議

町長から提出される議案などを審議し、町議会の最終的な意思を決める会議です。また、各定例会では、議員が町の施策の状況や方針などについて質問したり意見を述べる「一般質問」が行われます。

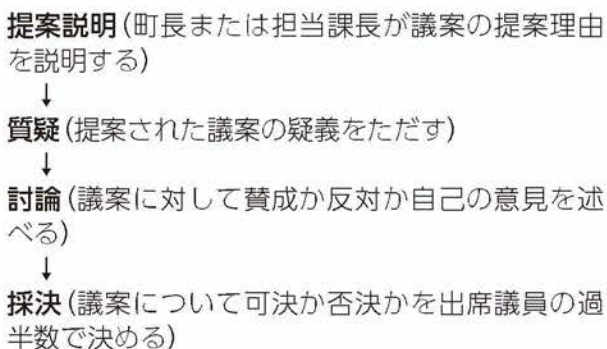
▶委員会

議会の最終的な決定は本会議で行われますが、案件を効果的、専門的に審査するために委員会が設けられています。

委員会には常に設置されている「常任委員会」と必要に応じ設置される「特別委員会」、議会の円滑な運営を図るための「議会運営委員会」があります。

議案審議(審査)の順序

(1)湯浅町議会の本会議での議案審議は、おおむね次の順序で行われます。



(2)湯浅町議会の委員会での議案審査は、おおむね次の順序で行われます。



請願・陳情

請願・陳情は、地方公共団体の議会に対して要望等を行うもので、だれでも提出することができます。

請願しようとする方は、請願書を湯浅町議会議長あてに提出してください。ただし、請願には1人以上の議員の紹介が必要です。

陳情は、請願に準じて行ってください。陳情に紹介議員は必要ありません。

なお、書式は、議会事務局にお問い合わせください。

傍聴

▶本会議の傍聴

本会議は一般に公開されており、役場3階の議場傍席でだれでも傍聴することができます。

▶傍聴規則(抜粋)

1. 議場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
2. はち巻、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと
3. 飲食または喫煙をしないこと
4. 携帯電話等の情報通信機器類の電源を切ること

▶委員会の傍聴

委員会の傍聴は、本会議とは異なり委員長の許可を必要とします。傍聴を希望される方は事前に議会事務局までお申し出ください。

